

住民票・個人番号カード・印鑑登録証明書への旧氏の記載等について

1 主な経緯

政府は、平成28年度に閣議決定した「日本一億総活躍プラン」をはじめとする累次の閣議決定等において、旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくなる取組を進めていくことを表明してきた。

これらを踏まえ、婚姻等で氏（うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票・個人番号カード等に記載することができるよう本年11月5日から住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が施行されることとなった。

また、これに合わせて国の定める印鑑登録証明事務処理要領が改正され、住民票に旧氏の記載がある場合には、当該旧氏による印鑑について印鑑登録が行えることとされた。

2 記載することができる旧氏

(1) 旧氏を初めて記載する場合

過去に称していた氏であって、戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの（1人につき1つ）を任意に記載することができる。

(2) 旧氏を変更する場合

氏を変更した場合に、直前に称していた氏を旧氏とする場合に限り変更できる。

(3) 旧氏を削除後、再記載する場合

旧氏は請求により削除することができるが、削除後は、さらに氏を変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏のみ再記載できることとなる。

3 記載の請求方法等

旧氏の記載を希望する場合には、当該旧氏が記載された戸籍（除籍）個人事項証明書を住所地市区町村に持参して請求する。

4 所要経費

システム改修費 28,701,000 円

内	住民票・個人番号カード関係（全額国の補助対象）	21,513,000 円	29・30年度実施済
訳	印鑑登録証明書関係（国の補助対象外）	7,188,000 円	元年度補正1号予算案に計上予定

5 今後の予定

令和元年 9月 目黒区印鑑条例の一部を改正する条例案の提出
10月以降 区民への周知（区報・ホームページ等）
11月5日 政令の施行日

以 上

住民票における旧氏記載の位置

<日本人住民に係る住民票の様式例>

住 民 票										
氏名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名
氏名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名
住所	住所								住民となつた年月日	昭和
本籍	本籍								異動年月日	昭和
前	前								筆頭者	

旧氏欄を追加

個人番号カードにおける旧氏記載の位置



住民票等への旧氏の記載等の具体例

例① 旧氏を初めて記載する場合

氏： 佐藤 → 山田 → 佐藤 → 田中 → 佐藤 → **小林**

➡ 「小林」の時には、2つ以上前の旧氏を継続的に使用している場合等も考えられるため、「佐藤」「山田」「田中」のいずれも旧氏として記載可能

例② 旧氏を変更する場合

氏： 佐藤 → 藤原 → 佐藤 → 吉田 → 佐藤
 旧氏： 藤原 → 藤原 → 藤原 → 吉田 → 佐藤 → 吉田
旧氏記載 変更 変更 変更 変更

➡ 再婚等により、氏を変更した場合、「記載している旧氏」を使い続けるか、「直前に称していた旧氏」に旧氏を変更するか選択可能

例③ 旧氏を削除する場合

氏： 佐藤 → 渡辺 → 佐藤 → 佐々木
 旧氏： 佐藤 → 渡辺 → × → 旧氏の再記載不可 → 佐藤
旧氏記載 変更 旧氏削除 (再記載可能)

➡ 旧氏の削除は可能だが、その後氏を変更した場合に限り、「削除後に生じた旧氏」の再記載可能